

時事評論

# 配偶者控除見直しに異議あり

岡山県立大学教授

増田 雅暢



本年3月、安倍首相は、経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議で、専業主婦がいる家庭の税負担を軽くする配偶者控除の見直しを検討するよう指示をしたという。配偶者控除の存在が女性の社会進出を阻害しており、女性の就労促進を柱の一つとする成長戦略に合わないため、配偶者控除の縮小を検討するという。

このことは新聞各紙やテレビ報道で大きく取り上げられたので、早速、国民からも反応があつた。朝日新聞の読者投稿の「声」

## 配偶者控除見直しの動き

決で、環境整備が進まないなかでの負担増は問題だ、という。配偶者控除の縮小・廃止論は、ここ20年間にわたつて税制改正の焦点の一つとなつていて、新しい話題ではないが、今回は首相自らの指示によるという点が重大である。仮に実施されるとなると、多くの世帯に所得税の増税を強いることになる。

筆者は、配偶者控除の見直し

欄では、51歳の専門学校講師（女性）は、見直しに賛成。人口減少下において政府が女性の就労促進策をとるのは時代の流れであり、配偶者控除や年金の第3号被保険者のような専業主婦優遇策は現実に合わない、片働きで500万円の年収がある世帯には配偶者控除があり、共稼ぎで250万円ずつの年収で控除がないのは不公平だ、という。

一方、42歳の主婦は、配偶者控除の縮小・廃止が女性の社会進出を促す突破口ということに違和感あり、と反対。子育てしながら働こうとしても育児が大変立できる働き口を増やすのが先

## 配偶者控除とは何か

配偶者控除とは、専業主婦やパートなど収入が一定額以下の配偶者がいる世帯との間で税負担の公平を図ることをねらうことにより、税負担を緩和しこれらの事情がない世帯との間で税負担の公平を図ることをねらうとしている。

の配偶者がいる世帯の納税者（夫）の収入に対しても、一定の所得控除額を設定し、所得税や住民税の負担を軽減するものである。控除額は、総所得金額から控除額を引かれた所得に課税されるので、所得税率が10%の場合、配偶者控除により、3万8千円の税負担の軽減となる。

配偶者控除は、税制上は、「人

的控除」とよばれるもので、基礎控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等、細分化すると10数種類ある。人的控除は、所得が同じであつても、その人の人的事情を考慮すると税金を負担できる力（担税力）が異なることがあります。扶養している家族が多い人や障害がある人など、世帯によつてさまざまな事情がある。そこで、これらに着目した所得控除を行うことにより、税負担を緩和し、これらの事情がない世帯との間で税負担の公平を図ることをねらうとしている。

る配偶者自身がパート労働に従事した場合、基礎控除額38万円に給与所得控除額65万円を加えた合計103万円までは、所得税がかからない。逆に、103万円を超えると、所得税負担が生じてくる。そこで、パート労働者のなかには非課税となるよう仕事の量を調節する人が生じる。これが「103万円の壁」と呼ばれている。

### 配偶者控除は女性の社会進出を阻害しているのか

学者のなかには、「配偶者控除の存在が女性の社会進出を阻害している」と主張する人がおり、前出の安倍首相の指示の主たる理由ともなっている。厚生労働省が行つた「平成23年パートタイム労働者総合実態調査（個人調査）」によると、女性のパート労働者の場合、就業調整（年収の調整や労働時間の調整）をする理由として、62%の人が「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから」、

33%の人気が「一定額を超えるといる」のであって、「103万円の壁」や配偶者控除の存在になくなるから」と答えている。そこで、廃止論者は、「103万円の壁」や、配偶者控除の存在を問題視する。

しかし、「103万円の壁」という指摘は、税制上は正しくない。1987年に配偶者特別控除が創設され、配偶者の給与収入が103万円を超えて14万円までの間に、段階的な控除額が設けられたことにより、収入増よりも所得税の方が大きいという事態は避けられることとなつた。したがつて、課税されて損をするという「103万円の壁」は消失している。

また、前出のパートタイム労働者実態調査では、女性のパート労働者の場合、就業調整をしている人は18%にすぎず、約8割の人は就業調整をしていない。その理由は、「就業調整の必要がなかった」または「就業調整を気にしていない」である。女性のパート労働者の7割は、

「主に配偶者の収入で暮らしている」のであって、「103万円の壁」や配偶者控除の存在により、社会進出を断念しているとは言い難い。

### 配偶者控除に問題があるのか

配偶者控除は、扶養控除と同様に、家族に収入がない（もしくは低い）者がいる場合に扶養費用がかかることに着目して、納税者の担税力を減殺するものである。税負担の公平のために必要であるが、それ以上のものではない。配偶者控除が創設された1961年時点においては、扶養控除よりも控除額が高く設定されていた。当時は、「内助の功」を評価するものと言われた。しかし現在は、配偶者控除額は、扶養控除額と同額である。決して、配偶者（多くは専業主婦）を特別に優遇しているものではない。配偶者控除と扶養控除は、実質的に同じ性格のものである。配偶者控除はその名称で誤解されている。

また、配偶者控除を適用されている世帯は、基礎控除と配偶者控除の「二重取り」であると問題視する人がいるが、扶養控除対象の人が存在する場合も「二重取り」となるので、配偶者控除固有の問題ではない。大学生の扶養控除対象者がアルバイトをすれば、「103万円の壁」に直面する。この場合には、配偶者特別控除のような措置がないので、103万円を超えると所得税負担が生じ、一定金額までの間は、収入増よりも税負担の方が重くなる。扶養控除対象者の社会進出を図るのであれば、「扶養控除対象者特別控除」を創設した方がよい。

女性の社会進出に影響を与えるものあげるとしたら、配偶者控除の存在よりも、配偶者の所得税非課税を前提とした会社の配偶者手当の存在や、年収が130万円を超えると医療保険や年金保険の社会保険料負担者となる「130万円の壁」である。こちらの制度の見直しの方が先決である。